

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
1	南木曾	H31. 4. 23	立販	荷掛作業 (架線集材)	皆伐事業地での架線集材作業で、次の荷掛作業をするためにキャレージを所定の場所へ誘導する際、ホールバックラインのワイヤーが切株に引っかかり緊張した後外れ、反発したワイヤーが退避していた被災者の左頬に当たり受災した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(立入り禁止)作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ。</li> <li>・(退避場所)退避場所の選定に当たっては、荷掛箇所から安全上十分な距離(材長や現地の状況による)のあるところとし、確実に退避し、周囲の状況に注意すること。</li> </ul>
2	木曾署	R元. 7. 25	生産	架設作業	集材架線の架設作業で、被災者が、主索を緊張するためのワイヤーが緊張するまで集材機ドラムに乱巻とならないようワイヤーの誘導をしていたときに、ワイヤーと集材機ドラムの間に指を巻き込まれ受傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な位置で作業が行うこと。</li> <li>・機械の運転者と他の作業者は緊密な連絡を取り合うこと。</li> <li>・架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、運転中の架線集材機又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。</li> </ul>
3	中信署	R元. 7. 26	治山	資材置場整理作業	資材置場整理作業で、被災者が、生コン受け用鉄製箱(通称:船。「以下、「船」という。)に溜まった雨水をバックホウで吊り上げて排水するため、船に手を乗せてバックホウバケット部のフックにワイヤーを掛けようとしたところにバケットが下がり、バケットと船の間に指を挟まれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な位置で作業が行うこと。</li> <li>・機械の運転者と他の作業者は緊密な連絡を取り合うこと。</li> <li>・車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所を立ち入らせてはならない。</li> </ul>
4	木曾署	R元. 10. 5	生産	伐倒作業	間伐事業地の伐倒作業で、伐倒木が予定した方向に倒れず先端が立木に接触し幹が弓なりになり、跳ね返った伐倒木が上半身から顔面に当たり受傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること</li> <li>・追い口が浮き始めたときは、前もって定めた待避場所に直ちに待避すること。</li> <li>・伐倒作業前の準備</li> <li>①立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認することや、跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。</li> <li>②伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。</li> </ul>

番号	署等	発生日時	事業	従事作業	災害の概要	防止対策
5	南木曾	R元. 10. 24	治山	保安林整備工事 歩道整備（新設）	林地傾斜約30度の斜面で歩道新設作業の支障となる倒木（ヒノキ：胸高直径68cm-長さ30m）の除去作業中、切断した丸太が回転しながら滑り落ち、下方で作業していた被災者に当たり被災した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転落のおそれのある材や浮石は、あらかじめ取り除くか、杭止めなどをして、安定させておくこと。</li> <li>・玉切りは、無理な作業姿勢・作業方法で行わないこと。</li> <li>・玉切り作業を行うときは、必ず斜面上部に立って行い、足を材の下に入れないこと。</li> <li>・玉切った材で転がるおそれのあるものは、安定する場所まで転がすか、杭止めを行って、安定させておくこと。</li> </ul>
6	北信	R2. 3. 4	造林	森林環境保全整備事業（マツ食い虫伐倒処理）	マツ食い虫被害木の伐倒駆除作業で、枝条等が被覆シート内に収まるようにするため、集積した枝条をチェーンソーで細かく切断中に、切断しようとした枝条にチェーンソーの先端が当たり、キックバックでチェーンソーが被災者の右足に向かって跳ね上がり、下肢の切創防止用保護衣（防護ズボン）の損傷を防ぐ保護部材の無い部分にソーチェーンがあたり受傷した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェーンソー作業の方法等について、</li> <li>・チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する物がないことを、あらかじめ、確認すること。</li> <li>・移動の際は、チェーンソーの運転を止め、かつ、使用の際には高速の空運転を極力避けること。</li> <li>・下草払い、小枝払い等は、手のこ、なた等の手工具を用い、チェーンソーの使用はできる限り避けること。</li> <li>・造材の作業を行う場合には、チェーンソー等の操作を阻害するおそれのあるかん木、枝条等を、あらかじめ、取り除かせなければならないこと。</li> </ul>